

小松市再生可能エネルギー設備設置費補助制度について

二酸化炭素の排出の抑制を図ることにより地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギー設備等(太陽光発電・蓄電池・バイオマス設備・断熱窓・V2H)を導入される方を対象に予算の範囲内で補助金の交付を行います。

補助対象設備・補助金額等

補助対象設備		補助率・補助限度額
1 住宅用蓄電システム		一律 5万円
2 バイオマス設備 (※)	薪ストーブ	本体購入金額が ・(税抜)50万円未満 1/2 10万円
	木質ペレットストーブ	・(税抜)50万円以上 1/5 30万円
	木質バイオマスボイラ	※排気筒(煙突)は本体購入費に含まない
3 住宅用V2H充放電設備		一律 10万円

補助対象者・補助要件等

1 住宅用蓄電システム

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 次の①または②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①現に自ら居住する市内の住宅(併用住宅含む)に対象設備を設置する方 ②対象設備が設置された市内の住宅(併用住宅含む)を新築または購入し、居住する方 市税を滞納していない方 <ul style="list-style-type: none"> ※国、県等の補助金と併用して交付を受けることができます。 ※設置者が法人の場合は、補助の対象となりません。 ※併用住宅は、住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限り、ます。 ※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システムの設備と常時接続し、その設備が発電する電力を充放電できるもの 蓄電池部及び電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているもの 蓄電容量が2kWh以上のもので、定置用のものであること

2 バイオマス設備(薪ストーブ・ペレットストーブ・バイオマスボイラ)

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 次の①～③のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①現に自ら居住する市内の住宅に対象設備を設置する方 ②対象設備が設置された市内の住宅を新築または購入し、居住する方 ③市内に事務所、店舗、作業場を所有または新設し、設置する法人、団体、個人の方 市税を滞納していない方 <ul style="list-style-type: none"> ※国、県等の補助金と併用して交付を受けることができます。 ※補助金の交付は、1建物につきバイオマス設備1基かつ1回限りです。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒に接続して使用するものであること 安定した燃焼を確保するため、燃料の定期的な供給ができる構造であること 《薪ストーブの場合》木及び粉碎した木くずを燃料として使用するものであること 《ペレットストーブの場合》木質ペレットを燃料として使用するものであること 《バイオマスボイラの場合》薪、粉碎した木くず、木質ペレット等を燃料として使用するものであること ※バイオマス設備は適正に使用し、その使用による煙の発生について近隣住民等に迷惑とならないよう留意するとともに、火災予防上の安全を確保してください。

3 住宅用V2H充放電設備

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 次の①または②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①現に自ら居住する市内の住宅(併用住宅含む)に対象設備を設置する方 ②対象設備が設置された市内の住宅(併用住宅含む)を新築または購入し、居住する方 市税を滞納していない方 <ul style="list-style-type: none"> ※国、県等の補助金と併用して交付を受けることができます。 ※設置者が法人の場合は、補助の対象となりません。 ※併用住宅は、住宅部分の面積が非住宅部分の面積以上のものに限り、ます。 ※補助金の交付は、1住宅につき1回限りです。
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システムの設備と常時接続し、電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であること 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車復興センターにより登録されているものであること

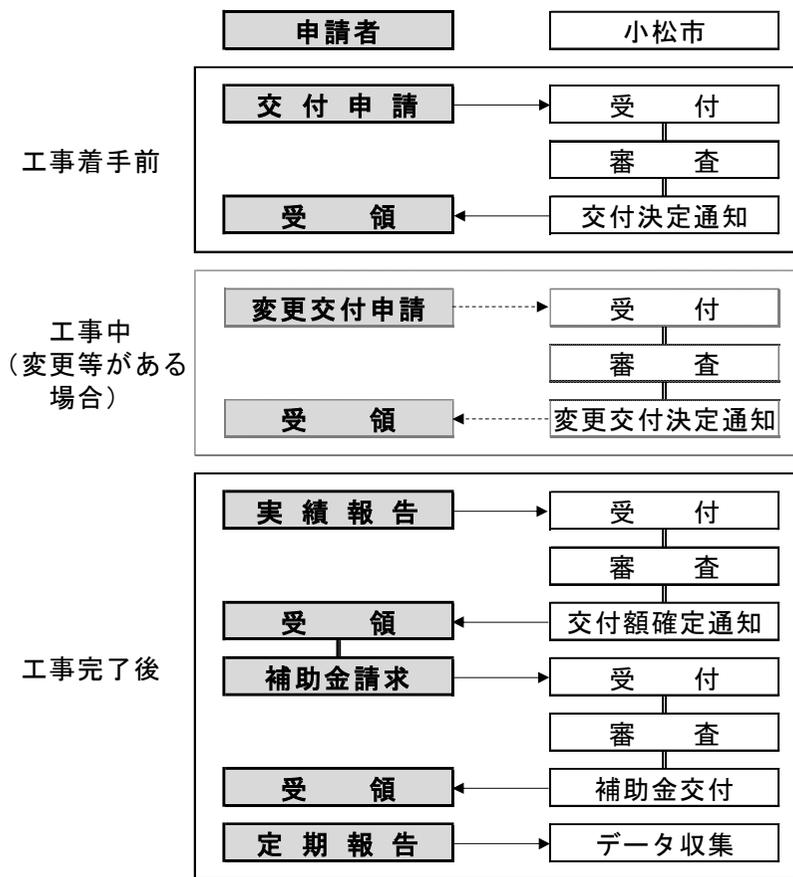
必要書類

	住宅用蓄電システム	バイオマス設備	住宅用 V2H 充放電設備
申請（工事着手前）※1	①補助金交付申請書 ②各補助対象設備の概要 ③設備の設置に要する経費の見積書及びその明細の写し ④設備を設置する住宅の位置図		
	⑤設備を設置する住宅の現況写真(全体、設置する場所) ※新築の場合は予定地 ⑥設備の仕様分かる書類(カタログなど)	⑤設置予定箇所分かる建物平面図 ⑥設備の仕様分かる書類(カタログなど)	⑤設備を設置する住宅の現況写真(全体、設置する場所) ※新築の場合は予定地 ⑥設備の仕様分かる書類(カタログなど)
変更※ある場合のみ	①補助金変更交付申請書 ②各補助対象設備の概要(変更) ③その他工事着手前に提出した書類のうち変更等がある書類		
実績報告（工事完了後）※2	①補助金実績報告書 ②設備の設置に要する経費の領収証書及びその明細の写し ③補助金請求書 ④口座振込先が確認できるものの写しを添付または窓口にて提示		
	⑤補助対象設備の概要(実績報告) ⑥設備の設置に係る工事請負契約書(購入の場合は売買契約書)の写し ⑦新品であることを証明できるものの写し(保証書、出荷証明書など) ⑧設置状況が確認できる写真	⑤設置状況が確認できる写真(建物内部及び外部(排気筒)の設置状況分かるもの))	⑤補助対象設備の概要(実績報告) ⑥設備の設置に係る工事請負契約書(購入の場合は売買契約書)の写し ⑦新品であることを証明できるものの写し(保証書、出荷証明書など) ⑧設置状況が確認できる写真

(※1) 交付申請は設備設置工事の**2週間前まで**に、補助金交付申請書と添付書類をご提出ください。設備が設置された住宅等を購入される場合は、**購入契約日から1ヶ月以内**にご提出をお願いします。

(※2) 実績報告は工事完了後、**設置から30日以内**または**当該年度の3月31日**のいずれか早い日までにご提出ください。

補助金交付手続きの流れ



【申し込み・お問い合わせ】

小松市経済環境部環境推進課 〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地
 電話(0761)24-8067 FAX(0761)23-6404 E-mail eco@city.komatsu.lg.jp